

入札説明書

令和7年6月6日さいたま市告示第960号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市の香り制作等業務

2 競争入札参加申込兼資格確認申請に関する事項

競争入札参加申込兼資格確認申請書は、令和7年6月20日（金）までに必ず提出してください。

（1）明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しませんのでご注意ください。

（2）提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しません。

3 仕様等に関する質問方法

仕様その他明細に関する質問のある場合は、質問書を提出してください。

（1）提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部観光国際課

電話：048-829-1365 電子メール：kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp

（2）提出方法

電子メールに質問書を添付し、3（1）の電子メールアドレス宛に送信してください。

（3）電子メールのタイトル

ア 競争入札参加資格、入札説明書に関する質問は「さいたま市の香り制作等業務」として
ください。

イ 仕様書等に関する質問は「さいたま市の香り制作等業務（仕様書）」としてください。

（4）受付期間 告示日から令和7年6月20日（金） 午後4時まで

（5）質問に対する回答

3（3）アの質問については、質問者へ随時回答を行うものとします。また、3（3）イの質問については、令和7年6月23日（月）に、入札参加資格を有する業者担当者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信するものとします。なお、質問した業者名は公表しません。また、競争参加資格等に関する質問については、原則として公表しないものとします。

4 入札保証金に関する事項

（1）入札保証金の納付期限 令和7年6月24日（火）

（2）入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

（3）その他 入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札して

ください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。

(2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和7年6月24日(火)までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1)のアに該当する場合 令和5年4月1日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し又は履行が確認できる書類の写し(2件分)

イ (1)のイに該当する場合 入札保証保険証券の原本

6 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札に立会う者に関する事項

ア 入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できます。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出していただきます)。また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ってください。

イ 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがありますので、必ず持参してください。

(2) 入札(見積を含む。以下「入札等」という。)の無効

ア 地方自治法施行令167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札等及びさいたま市契約規則に違反した入札等は無効とします。

イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかなでない入札書による入札等は、無効とします。

ウ 郵便、電報、電話及びFAXによる入札等は、無効とします。

エ 虚偽の競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札等は、無効とします。

(3) 入札等及び説明資料

ア 入札は、所定の入札書をもって行い、入札書を、宛名を「さいたま市長」とした封筒に入れ、提出してください。

イ 代理人をして入札等をさせる場合は、委任状を提出し、入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)には代理人の記名押印をしてください。

ウ 総価で記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。その場合には、入札等の日時までに辞退届を必ず提出してください。

(3) 最低制限価格

設定しません。

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とします。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、当該入札参加者又はその代理人は、くじを引くことを辞退することができません。また、当該入札をした入札参加者又はその代理人が開札場にいないときは、これに代って当該開札の執行立会人にくじを引かせるものとします。

(5) 再度入札の実施

ア 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としてします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。再度入札は、1回限りとします。

イ 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施します。

7 その他必要な事項

(1) 入札に用いる書類

競争入札参加資格確認結果通知書とともに交付します。

(2) 契約予定日 令和7年7月4日（金）